

## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは  
依存症対策全国センター（NCASA）の  
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】  
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会  
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】  
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会  
090-1404-3327

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



### お問い合わせ先

日本貸金業協会  
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン  
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁  
Financial Services Agency

# 多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、  
国（財務局）・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、  
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお  
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人  
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま  
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を  
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/  
association/dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。

※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることになります。



もし被害にあってしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも  
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/  
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



## 多重債務に関するお問い合わせ先

### 一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口	082-221-9206
岡山県くらし安全安心課	086-226-7346
岡山県消費生活センター	086-226-0999
岡山県消費生活センター津山分室	0868-23-1247
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス岡山	050-3383-5491
岡山弁護士会法律相談センター（平日9時～16時30分） （要予約・面談相談）	086-234-5888
岡山県司法書士会（平日17～19時）	
おかやま総合相談センター	086-224-2334
くらしき総合相談センター	086-435-3533
つやま総合相談センター	090-9730-2333

### 事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
岡山県司法書士会（平日17～19時）	
おかやま総合相談センター	086-224-2334
くらしき総合相談センター	086-435-3533
つやま総合相談センター	090-9730-2333
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240

## 市区町村の相談窓口

岡山市	消費生活センター	086-803-1109
倉敷市	消費生活センター	086-426-3115
津山市	消費生活センター	0868-32-2057
玉野市	市民課	0863-32-5523
笠岡市	消費生活センター	0865-63-0999
井原市	消費生活センター	0866-62-9797
総社市	消費生活センター	0866-92-8527
高梁市	市民課	0866-21-0254
新見市	交通対策課	0867-72-6122
備前市	危機管理課	0869-64-1876
瀬戸内市	消費生活センター	0869-24-8011
赤磐市	消費生活センター	086-955-4783
真庭市	消費生活センター	0867-42-1172
美作市	くらし安全課	0868-72-6610
浅口市	消費生活センター	0865-44-9007
和気町	危機管理室	0869-93-1123
早島町	町民課	086-482-0613
里庄町	企画商工課	0865-64-3114
矢掛町	町民課	0866-82-1011
新庄村	住民福祉課	0867-56-2646
鏡野町	くらし安全課	0868-54-2621
勝央町	税務住民部	0868-38-3116
奈義町	産業振興課	0868-36-4114
西粟倉村	総務企画課	0868-79-2111
久米南町	税務住民課	086-728-2115
美咲町	くらし安全課	0868-66-1112
吉備中央町	住民課	0866-54-1316